

約款 新旧対照表

『レンタルサーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第2条	第2条（本基本サービス） 1. 本基本サービスの内容は、以下のとおりです。 （1）～（7）（略）	第2条（本基本サービス） 1. 本基本サービスは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備（以下、「当社サーバ設備」といいます。）1台の機能を、複数の利用者の共有として提供するサービスであり、その内容は、以下のとおりです。 （1）～（7）（略）	・従来サービスサイトにてご案内しておりました本基本サービスの性質を改めてご確認いただきたく、明記いたします。サービス内容に変更はございません。
新設	(新設)	第3条（利用量上限） 1. 利用者は、当社が別途定める各機能の利用量の上限を遵守しなければなりません。 2. 利用者が利用量の上限を超過して本サービスを利用し、他の利用者のサービス利用又は当社のサービス運営（当社サーバ設備の保守等を含みますがこれに限りません。）に支障を与えると当社が判断した場合、当社は、当該利用者に対し、次の各号に該当する措置を講ずることができるものとします。当該措置に関し、当社は利用者に対し一切責任を負いません。 （1）利用者データの削除要請 （2）前号の措置後、指定の期限を経過しても是正されない場合、機能の利用制限 （3）前二号のいずれかの措置後、指定の期限を経過しても是正されない場合、当社による利用者データの削除又は移動 3. 当社は、前項第2号又は第3号の措置を講ずる場合には、利用者に対して事前に、その旨及び理由を通知します。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合はこの限りではありません。 4. 当社が第2項の措置を講じた場合であっても、利用者は、当社サービスの利用料金を全額支払うものとします。	・従来サービスサイトにてご案内しておりました本サービスのご利用量の上限を改めてご確認いただきたく、明記いたします。サービス内容に変更はございません。
		(以下、条番号が繰り下がります。)	
第2章 第5節 新設	(新設)	第5節 移行ツール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第24条（サービス内容） 1. 本節における用語の定義は以下のとおりとします。 （1）旧仕様サーバ 本オプションサービスにおいて、対象データの移行元となるサーバ（詳細はサービスサイトに定めます。） （2）新仕様サーバ 本オプションサービスにおいて、対象データの移行先となるサーバ（詳細はサービスサイトに定めます。） （3）対象データ 旧仕様サーバの利用者の領域に保存又は蓄積されたデータ及び旧仕様サーバに利用者が設定した情報のうち、サービスサイトに定めるもの 2. 本オプションサービスは、「さくらのレンタルサーバサービス」において、当社が提供するツールにより、旧仕様サーバから当社が指定する新仕様サーバに対象データを自動的に移行するサービスです。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第25条（利用契約） 1. 本オプションサービスは、旧仕様サーバにてサービスサイトに定める条件を満たした状態で「さくらのレンタルサーバサービス」を利用中である利用者限り、利用中の旧仕様サーバごとに1回のみ利用することができます。 2. 基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、本オプションサービスに係る利用契約は、申込みが当社に到達したとき（申込者が送信した申込みに必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。ただし、利用契約の成立後に、基本約款に定める申込みの拒絶事由に該当すること又は前項の条件を満たさないことが判明した場合には、当社は、当該利用契約を解約できるものとします。 3. 本オプションサービスの利用契約の契約期間は、第2項の利用契約が有効に成立した日を利用開始日として、同日から開始され、当社が利用者に対して対象データの移行完了通知を発信したときをもって終了します。 4. 利用者は、申込みを撤回し又は利用契約を解約することはできません。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第26条（非保証、免責） 1. 利用者は、本オプションサービスの利用中、「さくらのレンタルサーバサービス」を利用できません。対象データの量により、利用不可時間は異なります。利用者は、当該利用不可時間における「さくらのレンタルサーバサービス」の利用料金を全額支払うものとします。 2. 対象データの新仕様サーバへの移行完了後、利用者にて改めて設定を行わなければ利用できないサービスがあります。利用者は、対象データの移行完了後、自己の責任で新仕様サーバにおける設定の確認及び必要な設定を行うものとし、これを行わなかったことで一部サービスの利用ができなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は、この場合に当該サービスが利用できなかった期間における当該サービスの利用料金を全額支払うものとします。 3. 対象データは一律に新仕様サーバに移行されるものとし、対象データの一部のみを移行すること又は対象データ以外のデータや設定情報を移行することはできないものとします。 4. 利用者は、対象データの移行のために必要最低限の範囲に限り、当社が提供するツールにより対象データが自動的に使用及び変更（旧仕様サーバを指定する記述の書き換え等、具体的にはサービスサイトに定めます。）されることに同意するものとします。 5. 当社は、移行された全ての対象データ（前項による変更後のものを含みます。）が新仕様サーバで正常に動作することについていかなる保証も行いません。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、2020年5月8日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年6月10日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2020年6月10日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2022年7月13日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。